

# 今月の税務トピックス (飲食等に係る金額基準等の拡充)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



## はじめに

法人が支出する交際費等の額は、原則としてその全額が損金不算入とされます。ただし、例外として接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例として損金算入が可能な取扱いが認められています。

令和6年度税制改正では、販売促進手段が限られる中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費であることから、会議費の実態を踏まえ、交際費等から除外される飲食費に係る金額基準等が拡充されました。

本稿では、拡充された制度の改正前及び改正後の概要とその実務上の留意点について解説します。

## I 改正前制度の概要

### 1 原則

法人が平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度（以下「適用年度」といいます。）において支出する交際費等の額（以下「支出交際費等の額」といいます。）については、原則としてその全額が適用年度の損金の額に算入することができません（措法61の4①）。

### 2 接待飲食費に係る損金算入の特例

適用年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人、公益法人等、人格のない社団等、外国法人及び受託法人にあっては、それぞれ資本金の額又は出資金の額に準ずる金額。以下同じ）が100億円以下である法人の支出交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額は、適用年度の損金の額に算入することができません（措法61の4①、措令37の4）。

### 3 中小法人に係る損金算入の特例

適用年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人その他一定の法人（以下「中小法人」といいます。）については、定額控除限度額（年800万円）の支出交際費等の額は、その全額が損金の額することができます（措法61の4①②）。

### 4 中小法人に係る選択適用

中小法人の交際費等の損金算入額の計算に

ついては、支出交際費等の額のうち、「中小法人に係る損金算入の特例」と「接待飲食費に係る損金算入の特例」のどちらか有利な方を選択適用することが可能とされています（措法61の4②）。

## II 令和6年度税制改正

### 1 飲食等に係る金額基準の拡充

飲食等のために要する費用（社内飲食費を除きます。以下同じ）であって、1人当たり1万円以下（改正前：5,000円以下）の費用（一定の事項を記載した書類を保存している場合に限ります。）は、支出交際費等の額に該当しない費用として取り扱われます（措法61の4⑥三、措令37の5①、措規21の18の4）。

### 2 適用期限の延長

交際費等の損金不算入制度について、上記II 1の見直しが行われた上、その適用期限が令和9年3月31日（改正前：令和6年3月31日）まで3年延長されます（措法61の4①）。

また、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が令和9年3月31日（改正前：令和6年3月31日）まで3年延長されます（措法61の4①②）。

### おわりに

飲食等のために要する費用を支出交際費等の額から控除するためには、「その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係」が記載された書類（例：領収書及び総勘定元帳の摘要欄など）の保存義務があります。また、飲食等のために要する費用を「法人税明細書別表十五」の「交際費等の額から控除される費用の額：7欄」に記載する必要がありますので留意して下さい。

#### 〔総勘定元帳の摘要欄の記載例〕

飲食代—××店・△△△△・××××他○名

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。